

直結式スプリンクラー

メータユニット 単式・複式 系統

条件確約書

年 月 日

日立市公営企業管理者 殿

給水装置設置場所	日立市 町 丁目 番 号 町 番地
給水装置工事申請者（所有者）	住所 氏名 電話番号

標記の給水用具の設置にあたり、下記の条件を確約します。

記

1 直結式スプリンクラー

- (1) 災害その他正当な理由によって、一時的な断水や水圧低下等により水道直結式スプリンクラー設備の性能が十分発揮されない状況が生じても、企業局には一切異議は申しません。
- (2) 水道直結式スプリンクラー設備の火災時以外における作動及び火災時に非作動が生じても、企業局には一切異議は申しません。
- (3) 水道直結式スプリンクラー設備に起因する逆流又は漏水が発生し、企業局もしくはその他の使用者に損害を与えた場合は、当方が責任を持って補償します。
- (4) 水道直結式スプリンクラー設備が設置された家屋、部屋を賃貸する場合には、条件付きであることを説明し借家人等に周知了解させます。
- (5) 水道直結式スプリンクラー設備が設置された給水装置の所有者を変更するときは、上記事項について譲受人に周知了解させ、この確約書を継承します。

2 メータユニット

- (1) メータユニットに起因する漏水等が発生した場合は、速やかに所有者又は使用者の費用負担により修繕します。
- (2) 企業局にメータユニット等の補修材料が無いことを理解し、企業局がメータユニットに起因する漏水等に対応できなくても、一切異議は申しません。
- (3) メータユニットが設置された家屋、部屋を賃貸する場合には、条件付きであることを説明し借家人等に周知了解させます。
- (4) メータユニットが設置された給水装置の所有者を変更するときは、上記事項について譲受人に周知了解させ、この確約書を継承します。